

現 行 (2022年6月24日まで)	改 正 (2022年6月25日以降)
<div data-bbox="159 304 1099 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 提携個人・一般個人会員・京都一般・京都提携個人会員・一般法人会員 ・特別法人会員 </div> <div data-bbox="353 459 902 539" style="text-align: center;"> JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 (JR 東海エクスプレス・カード会員用) </div> <div data-bbox="584 603 672 635" style="text-align: center;">(前略)</div> <div data-bbox="147 651 533 683"> 第2条 (会員資格、会員登録) </div> <div data-bbox="584 699 672 730" style="text-align: center;">(中略)</div> <p>3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。</p> <p>(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合</p> <p>(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p>(3) 利用希望者が<u>未成年者</u>、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合</p> <p>(4) 利用希望者が、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(5) 会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）が提供する <u>J-WEST カードによるエクスプレス予約サービス</u>（以下「<u>J-WEST カード EX 予約サービス</u>」という。）または当社と JR 西日本</p>	<div data-bbox="1131 304 2056 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 提携個人・一般個人会員・京都一般・京都提携個人会員一般法人会員 ・特別法人会員 </div> <div data-bbox="1330 459 1879 539" style="text-align: center;"> JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約 (JR 東海エクスプレス・カード会員用) </div> <div data-bbox="1561 603 1648 635" style="text-align: center;">(前略)</div> <div data-bbox="1124 651 1509 683"> 第2条 (会員資格、会員登録) </div> <div data-bbox="1561 699 1648 730" style="text-align: center;">(中略)</div> <p>3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。</p> <p>(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合</p> <p>(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p>(3) 利用希望者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合</p> <p>(4) 利用希望者が、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(5) 会員が、過去において本サービス（西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）<u>または九州旅客鉄道株式会社（以下「JR 九州」という。）が提供するエクスプレス予約サービスを含む</u>）または当社、<u>JR 西日本、JR 九州</u></p>

<p>が別に提供する「スマートEXサービス」(以下「スマートEX」という。)の会員資格の停止・取消を受けている場合 (中略)</p> <p>5. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p>(1) 会員が本規約または本規約の特約に違反した場合 (中略)</p> <p>(10) 同一のカード使用者に対し複数の会員 ID (本サービス、<u>J-WEST カード EX 予約サービス</u>またはスマートEXを含む。以下同じ。)が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。)において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合 (中略)</p> <p>第7条 (会員の責任、当社の免責、損害賠償) (中略)</p> <p>2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。</p> <p>(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容 (誤記、記入漏れ等を含む。)があったことにより、会員または第三者が被った不利益 (中略)</p> <p>(12) <u>その他</u>、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法</p>	<p><u>の三社</u>が別に提供する「スマートEXサービス」(以下「スマートEX」という。)の会員資格の停止・取消を受けている場合 (中略)</p> <p>5. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p>(1) 会員が本規約または本規約の特約に違反した場合 (中略)</p> <p>(10) 同一のカード使用者に対し複数の会員 ID (本サービスまたはスマートEXを含む。以下同じ。)が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。)において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合 (中略)</p> <p>第7条 (法人会員の責任、当社の免責、損害賠償) (中略)</p> <p>2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。</p> <p>(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容 (誤記、記入漏れ等を含む。)があったことにより、会員または第三者が被った不利益 (中略)</p> <p>(12) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カ</p>
---	---

人会員、カード利用者または第三者が被った不利益
(13) 会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社（以下「他社」という。）の定める運送約款 および法令の定め違反したことにより、または本規約および本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(以下略)

改定日 令和3年3月6日

JR 東海 EX-IC サービス規約
(JR 東海エクスプレス・カード会員用)

(前略)

第 8 条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。

(中略)

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、

ード利用者または第三者が被った不利益
(13) 会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社（以下「他社」という。）の定める運送約款 および法令の定め違反したことにより、または本規約および本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(以下略)

改定日 令和4年6月25日

JR 東海 EX-IC サービス規約
(JR 東海エクスプレス・カード会員用)

(前略)

第 8 条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。

(中略)

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、

<p>EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>3</u>年 <u>3</u>月 <u>6</u>日</p>	<p>EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>4</u>年 <u>6</u>月 <u>25</u>日</p>
<p style="text-align: center;">ビューカード会員</p> <p style="text-align: center;">JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビューカード会員）</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 2 条（会員資格、会員登録）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 当社は、会員が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認をしないことがあります。</p> <p>(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合</p> <p>(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p>(3) 会員が <u>未成年者</u>、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであ</p>	<p style="text-align: center;">ビューカード会員</p> <p style="text-align: center;">JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビューカード会員）</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 2 条（会員資格、会員登録）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。</p> <p>(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合</p> <p>(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p>(3) 会員が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本</p>

<p>り、必要な同意を得ていない場合</p> <p>(4) 会員が、過去において本規約または本規約の特約等に違反したことにより、本サービス会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(5) 会員が、過去において本サービス、<u>西日本旅客鉄道株式会社</u>（以下「JR西日本」という。）が提供する<u>J-WESTカードによるエクスプレス予約サービス</u>（以下「<u>J-WESTカードEX予約サービス</u>」という。）または当社とJR西日本が別に提供する「スマートEXサービス」（以下「スマートEX」という。）の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>6. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 会員が本規約または本規約の特約に違反した場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(10) 同一の会員に対し複数の会員ID（本サービス、<u>J-WESTカードEX予約サービス</u>またはスマートEXの<u>会員ID</u>を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第7条 （会員の責任、当社の免責、損害賠償）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わない</p>	<p>サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合</p> <p>(4) 会員が、過去において本規約または本規約の特約等に違反したことにより、本サービス会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(5) 会員が、過去において本サービス（<u>西日本旅客鉄道株式会社</u>（以下「JR西日本」という。）<u>または九州旅客鉄道株式会社</u>（以下「JR九州」という。）が提供するエクスプレス予約サービスを含む）または当社、<u>JR西日本</u>、<u>JR九州</u>の<u>三社</u>が別に提供する「スマートEXサービス」（以下「スマートEX」という。）の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>6. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 会員が本規約または本規約の特約に違反した場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(10) 同一のカード使用者に対し複数の会員ID（本サービスまたはスマートEXを含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第7条 （会員の責任、当社の免責、損害賠償）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わない</p>
--	---

ものとしします。

(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員または第三者が被った不利益

（中略）

(12) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員または第三者が被った不利益

(13) 決済用ビューカードまたは JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益

（以下略）

JR 東海 EX-IC サービス規約（ビューカード会員用）

（前略）

第 8 条 （申込および決済の方法、契約の成立等）

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとしします。

※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。

（中略）

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとしします。この場合、

ものとしします。

(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員または第三者が被った不利益

（中略）

(12) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員または第三者が被った不利益

(13) 決済用ビューカードまたは JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益

（以下略）

JR 東海 EX-IC サービス規約（ビューカード会員用）

（前略）

第 8 条 （申込および決済の方法、契約の成立等）

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとしします。

※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。

（中略）

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとしします。この場合、

<p>EX-IC 運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>EX-IC 運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p style="text-align: center;">プラス EX 会員</p> <p style="text-align: center;">JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラス EX 会員用）</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 2 条（会員資格、会員登録）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 当社は、会員が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認をしないことがあります。</p> <p>(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合</p> <p>(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p>(3) 会員が 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、必要な同意を得ていない場合</p> <p>(4) 会員が、過去において本規約または本規約の特約等に違反したことによ</p>	<p style="text-align: center;">プラス EX 会員</p> <p style="text-align: center;">JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラス EX 会員用）</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 2 条（会員資格、会員登録）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。</p> <p>(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合</p> <p>(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p>(3) 利用希望者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合</p> <p>(4) 会員が、過去において本規約または本規約の特約等に違反したことによ</p>

<p>り、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(5) 会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）が提供する <u>J-WEST カードによるエクスプレス予約サービス</u>（以下「<u>J-WEST カード EX 予約サービス</u>」という。）または当社と JR 西日本が別に提供する「スマート EX サービス」（以下「スマート EX」という。）の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>6. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(10) 同一のカード使用者に対し複数の会員 ID（本サービス、<u>J-WEST カード EX 予約サービス</u>またはスマート EX を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第7条（会員の責任、当社の免責、損害賠償）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。</p> <p>(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員または第三者が被った不利益</p>	<p>り、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p>(5) 会員が、過去において本サービス（西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）<u>または九州旅客鉄道株式会社（以下「JR 九州」という。）が提供するエクスプレス予約サービスを含む</u>）または当社、JR 西日本、<u>JR 九州の三社</u>が別に提供する「スマート EX サービス」（以下「スマート EX」という。）の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>6. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(10) 同一のカード使用者に対し複数の会員 ID（本サービスまたはスマート EX を含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第7条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。</p> <p>(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員または第三者が被った不利益</p>
--	--

<p>(中略)</p> <p>(12) <u>その他</u>、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益</p> <p>(13) 決済用クレジットカードまたは各クレジットカード会社のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益</p> <p>(以下略)</p> <p>改定日 令和<u>3</u>年<u>3</u>月<u>6</u>日</p> <p>エクスプレス予約サービスに関する特約（プラスEX会員用）</p> <p>(前略)</p> <p>第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）</p> <p>1. 会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p>※EX-IC 運送契約により大人1名でICカードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。</p> <p>(中略)</p> <p>10. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合のEX-IC 運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による<u>改札</u>を受けたときとします。この場合、</p>	<p>(中略)</p> <p>(12) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益</p> <p>(13) 決済用クレジットカードまたは各クレジットカード会社のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益</p> <p>(以下略)</p> <p>改定日 令和<u>4</u>年<u>6</u>月<u>25</u>日</p> <p>エクスプレス予約サービスに関する特約（プラスEX会員用）</p> <p>(前略)</p> <p>第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）</p> <p>1. 会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。</p> <p>※EX-IC 運送契約により大人1名でICカードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。</p> <p>(中略)</p> <p>10. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合のEX-IC 運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による<u>処理</u>を受けたときとします。この場合、</p>
--	--

<p>EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>3</u>年 <u>3</u>月 <u>6</u>日</p>	<p>EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>4</u>年 <u>6</u>月 <u>25</u>日</p>
<p style="text-align: center;">J-WEST 会員</p> <p style="text-align: center;">エクスプレス予約サービス (J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約</p> <p>第 1 条 (概要)</p> <p>1. 本特約は、「J-WEST カード会員規約」(以下「カード会員規約」といいます。)で定める会員のうち「J-WEST カード (エクスプレス)」(以下「カード」といいます。)に入会を認められた会員 (以下「J-WEST 会員」といいます。)に対して、西日本旅客鉄道株式会社 (以下「当社」といいます。)と東海旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東海」といいます。)が共同で提供する、エクスプレス予約サービス (以下「本サービス」といいます。)の取扱いについて定めており、J-WEST 会員は本特約を承認し遵守することとします。</p> <p>2. 本サービスの内容は当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイ</p>	<p style="text-align: center;">J-WEST 会員</p> <p style="text-align: center;">エクスプレス予約サービス (J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約</p> <p>第 1 条 (概要)</p> <p>1. 本特約は、「J-WEST カード会員規約」(以下「カード会員規約」といいます。)で定める会員のうち「J-WEST カード (エクスプレス)」(以下「カード」といいます。)に入会を認められた会員 (以下「J-WEST 会員」といいます。)に対して、西日本旅客鉄道株式会社 (以下「当社」といいます。)と東海旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東海」といいます。) <u>及び九州旅客鉄道株式会社 (以下「JR 九州」といいます。)</u>が共同で提供する、エクスプレス予約サービス (以下「本サービス」といいます。)の取扱いについて定めており、J-WEST 会員は本特約を承認し遵守することとします。</p>

ト (<https://expy.jp/>) に掲示するものとします。

(中略)

4. 本サービスの利用のための登録を行った J-WEST 会員（以下「本会員」といいます。）は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できますが、以下の項目に該当する場合、当社は事前に本会員に通知することなく直ちに、本サービス利用を停止させるまたは登録を取り消すことがあります。

(1) 本会員が本特約に違反した場合。

(中略)

(7) 本会員が、複数の J-WEST ID（JR 東海が提供する会員 ID を含みます。以下同じ。）を持っているときまたは過去に別の J-WEST ID を持っていたとき、複数の J-WEST ID の一部または全部において、前各号に記載した事項のいずれかに該当した場合。

(中略)

第 15 条 （お客様情報の使用）

1. 当社は、お客様情報及び本サービスを本会員が利用する過程において知り得た本会員に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴や、本サービスに必要な追加的情報（電子メールアドレス等））を、本サービス及び関連サービス提供のために使用します。また、これらの情報の取扱いについては、カード会員規約によります。

2. 本サービス提供のため、前項に規定する本会員に関する情報については、

2. 本サービスの内容は当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) に掲示するものとします。

(中略)

4. 本サービスの利用のための登録を行った J-WEST 会員（以下「本会員」といいます。）は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できますが、以下の項目に該当する場合、当社は事前に本会員に通知することなく直ちに、本サービス利用を停止させるまたは登録を取り消すことがあります。

(1) 本会員が本特約に違反した場合。

(中略)

(7) 本会員が、複数の J-WEST ID（JR 東海 もしくは JR 九州 が提供する会員 ID を含みます。以下同じ。）を持っているとき、または当社、JR 東海、JR 九州の三社が別に提供する「スマート EX サービス」(以下「スマート EX」という。) の会員資格の停止・取消を受けているとき、または過去に別の J-WEST ID を持っていたとき、複数の J-WEST ID の一部または全部において、前各号に記載した事項のいずれかに該当した場合。

(中略)

第 15 条 （お客様情報の使用）

1. 当社は、お客様情報及び本サービスを本会員が利用する過程において知り得た本会員に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴や、本サービスに必要な追加的情報（電子メールアドレス等））を、本サービス及び関連サービス提供のために使用します。また、これらの情報の取扱いについては、カード会員規約によります。

2. 本サービス提供のため、前項に規定する本会員に関する情報については、

当社と JR 東海が共同で利用できることとし、本会員はこれに同意します。
3. 第 1 項に規定する情報に関して、JR 東海及び機密保持契約を結んだ協力企業以外に対して、原則的に開示いたしません。以下の項目に該当する場合開示することがあります。

(中略)

第 17 条 (本会員の責任、当社の免責、損害賠償)

1. 本会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、会員及び会員が締結した運送契約に基づき、両社に対して乗車を求める会員以外のお客様 (以下「利用者」といいます。)が行った一切の行為及び結果並びに、J-WEST ID によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとし、

(以下略)

改定日 2021年3月6日

EX-IC サービス (J-WEST カード (エクスプレス)) に関する特約

第 8 条 (申込及び決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとし、

当社と JR 東海及び JR 九州 が共同で利用できることとし、本会員はこれに同意します。

3. 第 1 項に規定する情報に関して、JR 東海、JR 九州 及び機密保持契約を結んだ協力企業以外に対して、原則的に開示いたしません。以下の項目に該当する場合開示することがあります。

(中略)

第 17 条 (本会員の責任、当社の免責、損害賠償)

1. 本会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、会員及び会員が締結した運送契約に基づき、乗車を求める会員以外のお客様 (以下「利用者」といいます。)が行った一切の行為及び結果並びに、J-WEST ID によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとし、

(以下略)

改定日 2022年6月25日

EX-IC サービス (J-WEST カード (エクスプレス)) に関する特約

第 8 条 (申込及び決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとし、

<p>※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。</p> <p>(中略)</p> <p>13. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項及び第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 7 項の定めによらず、乗車日以降に J-WE S T カードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールを送信し、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。</p> <p>(以下略)</p> <p>改定日 <u>2021</u>年<u>3</u>月<u>6</u>日</p>	<p>※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。</p> <p>(中略)</p> <p>13. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項及び第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による<u>処理</u>を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 7 項の定めによらず、乗車日以降に J-WE S T カードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールを送信し、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。</p> <p>(以下略)</p> <p>改定日 <u>2022</u>年<u>6</u>月<u>25</u>日</p>
<p style="text-align: center;">JR 東海会員・グリーンプログラム対象会員</p> <p style="text-align: center;">エクスプレス予約グリーンプログラム特約</p> <p>第 1 条（定義）</p> <p>(1) 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）および JR</p>	<p style="text-align: center;">JR 東海会員・グリーンプログラム対象会員</p> <p style="text-align: center;">エクスプレス予約グリーンプログラム特約</p> <p>第 1 条（定義）</p> <p>(1) 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）および JR</p>

東海が提携する企業（以下、「提携各社」という。）が、「JR 東海エクスプレス・(Visa・Mastercard・JCB) カード会員規約」(※)に定める会員（以下、「会員」という。）に対し、各種サービスを提供するプログラム（以下、「本プログラム」という。）について定めます。

第2条（参加申込）

(1) 本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込等特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。

(2) 前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外とします。

- ・基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員
- ・JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員
- ・JR 東海エクスプレス・カード（E 予約専用）会員
- ・JR 東海エクスプレス予約サービス（プラス EX）会員

（中略）

※会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。

- ・JR 東海エクスプレス・カード会員規約
- ・JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約
（中略）
- ・三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約
- ・UC エクスプレスコーポレートカード会員規約

東海が提携する企業（以下、「提携各社」という。）が、「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」(※)に定める会員（以下、「会員」という。）に対し、各種サービスを提供するプログラム（以下、「本プログラム」という。）について定めます。

第2条（参加申込）

(1) 本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込等特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。

(2) 前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外とします。

- ・基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員
- ・JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員
- ・JR 東海エクスプレス・カード（E 予約専用）会員 および JR 東海エクスプレス・カード（E 予約専用ライト）会員
- ・JR 東海エクスプレス予約サービス（プラス EX）会員

（中略）

※会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。

- ・JR 東海エクスプレス・カード会員規約
- ・JR 東海エクスプレス・(Visa・Mastercard・JCB) カード会員規約
- ・JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約
（中略）
- ・三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約
- ・UC エクスプレスコーポレートカード会員規約

<p>・MUFG カードエクスプレスコーポレート会員規約 (以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>2</u>年 <u>3</u>月 <u>21</u>日</p>	<p>・<u>UC カードエクスプレスコーポレート会員規約</u> ・MUFG カードエクスプレスコーポレート会員規約 (以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>4</u>年 <u>6</u>月 <u>25</u>日</p>
<p>E Xアプリ利用会員 E Xアプリサービス利用規約</p> <p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1 「E Xアプリサービス利用規約」(以下、「本規約」という。)は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)と西日本旅客鉄道株式会社が共同で提供するエクスプレス予約サービス及びスマートE Xサービス(以下、総称して「E Xサービス」という。)を当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「E Xアプリ」(以下、「本アプリ」という。)で利用する場合に、当社と本アプリの利用者(以下、「アプリ利用者」という。)との間に適用されるものです。</p> <p>(以下略)</p> <p>改正日 令和 <u>3</u>年 <u>3</u>月 <u>6</u>日</p>	<p>E Xアプリ利用会員 E Xアプリサービス利用規約</p> <p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1 「E Xアプリサービス利用規約」(以下、「本規約」という。)は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)と西日本旅客鉄道株式会社<u>および九州旅客鉄道株式会社</u>が共同で提供するエクスプレス予約サービス及びスマートE Xサービス(以下、総称して「E Xサービス」という。)を当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「E Xアプリ」(以下、「本アプリ」という。)で利用する場合に、当社と本アプリの利用者(以下、「アプリ利用者」という。)との間に適用されるものです。</p> <p>(以下略)</p> <p>改正日 令和 <u>4</u>年 <u>6</u>月 <u>25</u>日</p>